

別表（第3条関係）

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
区分	内容				
高齢者福祉事業型	高齢者福祉の向上や高齢者の社会参加（他の高齢者の雇用但し、3親等内の親族は除く）に寄与する事業の起業	県内在住の55歳以上の県民又は県内在住55歳以上の県民2名以上で構成される団体・グループ	2 / 3	80万円	第1欄の事業の実施に必要な対象経費の需要費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費（ただし、15万円未満の備品とする。）
一般事業型	高齢者福祉事業型以外の事業の起業		1 / 2		

※対象事業について、次の事業は除くこととする。

- ①風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日、法律第122号）」により規制の対象となるもの
- ②易断所、観相業、相場案内業
- ③競輪・競馬等の競走場、競技団
- ④芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
- ⑤場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- ⑥興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
- ⑦貸付業・集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
- ⑧宗教
- ⑨政治・経済・文化団体
- ⑩県が不相当と判断する事業